

# 申請手順

## ①事前相談 申請書の作成・提出

- ・75歳以上で介護保険制度の要介護2以上の認定を受けている世帯もしくは、これらの者で構成する世帯。
- ・身体障害者手帳の2級以上の交付を受けている者。
- ・療育手帳のA以上の交付を受けている者。
- ・日々のごみ出しに課題がある世帯の方は運転管理センターに相談、申請手続きをしてください。
- ・担当ケアマネージャーや相談支援専門員等による代理での相談、申請も可能です。

## ②現地確認及び書類調査

- ・対象要件に該当するか調査をします。
- ・申請ごとに市職員がご自宅を訪問し、該当世帯の確認をします。

## ③決定通知の送付

- ・調査の結果を送付します。

要件に該当

④-1  
収集を開始します。



要件に該当しない

④-2  
収集できません。



<相談および申請書の配布場所>

・吉野川市運転管理センター  
〒779-3303

徳島県吉野川市川島町桑村2286-4

TEL0883-25-2111 Fax0883-25-2112